

# 令和6年度 学校いじめ防止基本方針

(中17)富山市立興南中学校

## 1 富山市立興南中学校いじめ防止基本方針について

### (1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

富山市立興南中学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第13条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「富山市立興南中学校いじめ防止基本方針」を策定する。

### (2) 基本理念

いじめの防止等の対策は、いじめは全ての生徒に関わる問題であることから、生徒が安心して学習活動や学校行事等に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要である。

また、いじめ防止等の対策は、いじめがいじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて、生徒が十分に理解できるように行うことが必要である。

加えて、いじめ防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組むことが大切である。

なおこうした取り組みに当たっては、法の規定を始めとして、国が策定した「いじめの防止等のための基本的な方針」や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等の内容の適切な理解も必要となる。

### (3) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 2 本校のいじめの実態と課題について

### (1) 本校の実態

- ・近年、コミュニティ型会員制サービス（SNS）による「ことば」により、暴力やトラブルは増加傾向にあり、問題になっている。
- ・いじめの類型としては、冷やかしやからかい、かげ口や悪口等、言葉によるいじめが中心である。次いで、遊びの延長から軽く叩くなどの暴力行為、持ち物等へのいたずらがある。
- ・指導をすると改善するが、判断が甘く、よく似た言動を繰り返す生徒がいる。

## (2) 本校の課題

- ・1年時から、新たな人間関係を構築するとともに人権問題やいじめの撲滅等について日常的、継続的に粘り強い指導を行い、生徒一人一人の心に「いじめは絶対にしてはいけないこと」という意識を育む。
- ・携帯電話やスマートフォンでの安易な書き込みからいじめにつながるトラブルが起こる可能性があるため、ネットモラルに関する指導を丁寧に行う必要がある。
- ・冷やかしかからかい、直接の悪口等、言葉によるものが多いので、言語環境に留意した教育活動に努める。

## 3 いじめ問題への対応について

### (1) いじめの「未然防止」のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を作り、学校全体に「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努める。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ児童生徒及び保護者に示し、児童生徒が学校生活を送る上での安心感を与えると同時に、いじめの加害行為の抑止を図る。
- ・道徳教育や人権教育を充実させたり、学校行事や生徒会活動等幅広く体験的に学ぶ機会を設けたりすることで、生徒の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努める。
- ・学校の全ての教育活動を通して、生徒との関わりを深め、生徒理解に努める。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進める。
- ・生徒がいじめの問題について学び、生徒自らがいじめの防止を訴えるような取組（生徒会による人権集会やいじめ撲滅宣言等）を推進する。
- ・いじめにつながりやすい感情を押さえるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるように努める。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で、共通理解を図り、未然防止に取り組む。
- ・「特に配慮が必要な児童生徒※」については、日常的に当該児童生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- ・いじめの問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的なアンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努める。

- ※ 参照 ① P 5 【図 1 学校におけるいじめ防止等の対策組織】  
② P 6 【図 2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】  
③ P 7 【表 1 いじめ防止委員会】  
④ P 8 【表 2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

### (2) いじめの「早期発見」のための取組

- ・休み時間や放課後の生徒の様子を観察したり、生活ノート等で生徒と日常のやりとりを行ったり、必要に応じた個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く生徒を見守る。
- ・いじめは、大人には見えにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいなサインであっても、「もしや、いじめではないか」という疑いがあれば、学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速かつ丁寧に取り組む。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、生徒が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努める。

- ・生徒や保護者、教職員が気軽に相談できる体制を整備し、保健室や相談室等の窓口について広く周知するよう努める。
- ・スクールカウンセラーや関係機関、地域の防犯組織等との連携を図り、いじめの早期発見に努める。

(3) いじめが起きたときの対応（「即時対応」と「継続した対応」）

- ・教職員が、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。また、生徒がいじめと疑われる行為を発見した場合は、すぐに教職員に知らせるよう指導する。
- ・生徒や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、ささいな兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応する。  
※ 参照 P5【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】
- ・速やかにいじめの事実の有無を確認し、いじめられた生徒といじめた生徒のそれぞれの保護者に連絡し、結果は市教育委員会に報告する。
- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求める。
- ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの生徒との関係が修復し集団が望ましい状態を取り戻すまで全職員で継続的な観察・指導を行い、安全な教育環境を整える。
- ・ネット上の不適切な書き込み等は、直ちに保護者に伝え、削除する対応や必要に応じて法務局又は地方法務局の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導する。
- ・ネット上の人権を侵害する情報相談の受付等は、関係機関の取組について周知する。
- ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策では、専門機関を招いて、生徒や保護者を対象とした講習会を開催して、情報モラル教育の充実を図る。

(4) いじめが起きたときの生徒・保護者への対応

① いじめられた生徒とその保護者への支援

- ア 徹底して守ることや秘密を守ることを伝え、全教職員で見守りを行うなどして、いじめられた生徒の安全を確保する。
- イ 必要に応じて、いじめた生徒を別室で指導するなど、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられるようにする。
- ウ 状況に応じて、心理学や福祉等の専門家、教員経験者、警察官等、外部専門家の協力を得て、対応する。

② いじめた生徒とその保護者への指導・助言

- ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理学や福祉等の専門家、教員経験者、警察官等、外部専門家の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努める。
- イ 保護者の理解を得て、学校と保護者が連携して対応が行えるよう協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。
- ウ いじめた生徒へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。
- エ いじめた生徒の背景にも目を向け、プライバシーには十分に留意した対応を行う。
- オ 警察と連携した指導では、教育的配慮と個人情報に留意し、いじめた生徒の健全な成長を促すことを目的に行う。

③ その他生徒への指導

ア 傍観者には、自分の問題として真剣に捉えさせる。

イ 傍観者の中でも、同調していた生徒に対しては、いじめ行為と同様であることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てる。

(5) いじめが解決している状態の判断について

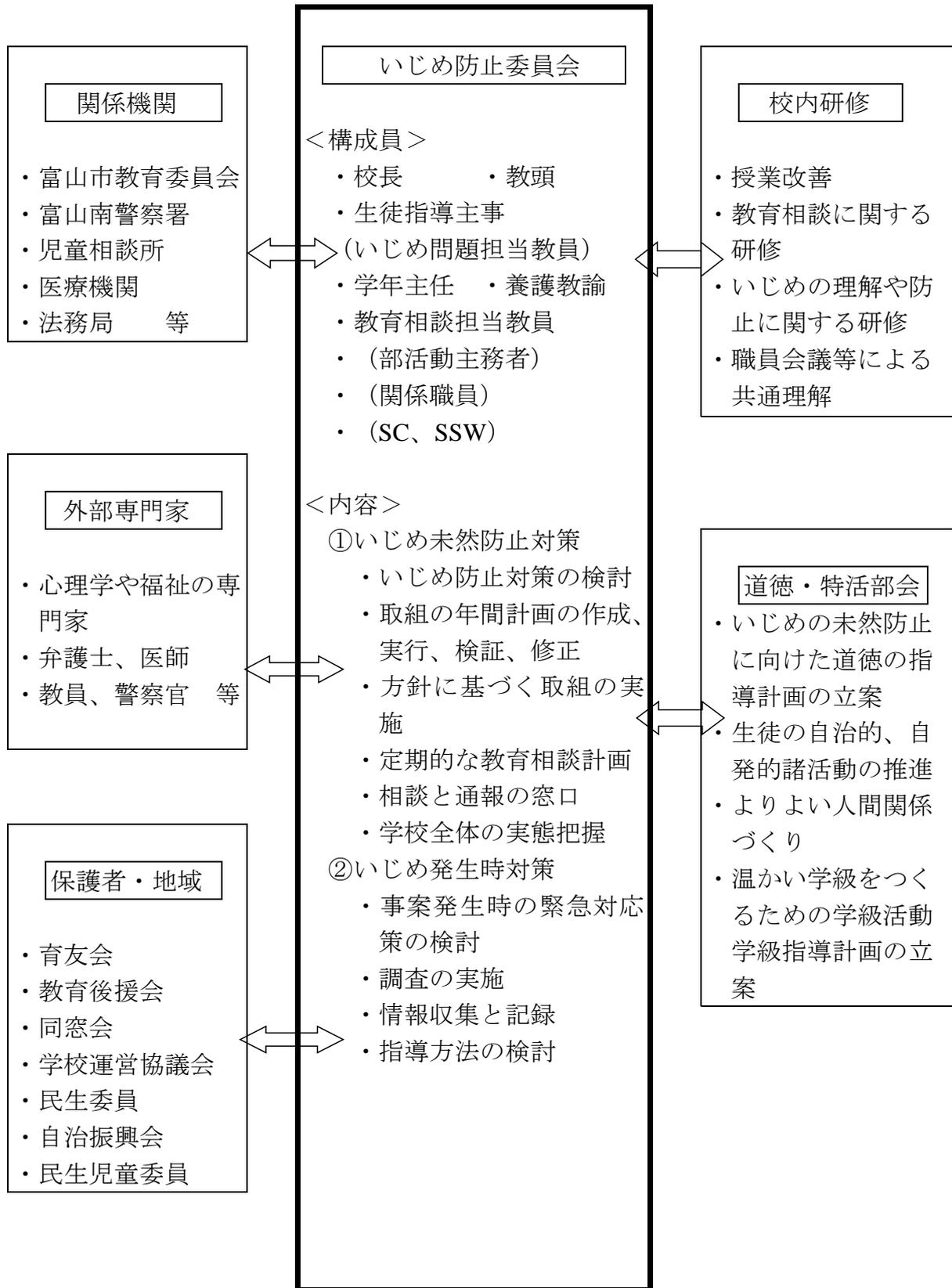
謝罪をもって安易に解消したとは、判断しない。「解消している状態」と判断するには少なくとも次の二つの要件が満たされていること

が必要であり、他の事情も勘案して判断する。

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネット上を含む）の止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。（被害が重大なものは、さらに長期とすることも考えられる）

② いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点で被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（被害児童及びその保護者への面談等で確認）

【図1 学校におけるいじめ防止等の対策組織】  
(法第22条に基づく組織)





【表1 いじめ防止委員会】

役 職	氏 名	いじめ防止 委員会	緊急いじめ 対策委員会
校 長	作 道 正 也	○	○
教 頭	山 本 泰	○	○
教務主任	西 嘉 朗	(○)	○
生徒指導主事	廣 瀬 翔 平	○	○
各学年主任	1年：学年主任 2年：学年主任 3年：学年主任	○	○
養護助教諭	定 免 匠 子	○	○
担 任			○
学年担当教員			○
部活動担当教員			○
その他関係教員			○
スクールカウンセラー	沖 智 子	(○)	(○)
スクールソーシャルワーカー	平 野 由 紀 子	(○)	(○)

#### 4 重大事態への対応について

##### (1) 重大事態とは

- ① いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（生徒が自殺を企図した場合等）
- ② いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき
- ③ 年間30日を目安として、一定期間連続して欠席しているような場合。  
※生徒や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し出があったとき。

##### (2) 重大事態の対応についての留意事項

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、富山市教育委員会の指示の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、調査に当たる。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうか判断し、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を行う。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努める。

※参照 「子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き」

(平成23年3月文部科学省)

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	いじめ防止委員会実施① ・指導方針 ・指導計画等 ※職員会議で共通理解		発生時、緊急いじめ防止委員会の				
	職員会議	育友会総会及び学年懇談会での保護者啓発		いじめ問題に関する職員研修会①			
未然防止への取組	道徳一人権教育 学活－コミュニケー ション能力育成		生徒会による未然防止に 向けた自治活動				
		①学級・学年づくり 人間関係づくり (修学旅行、宿泊学 習等)					
早期発見への取組	日頃からの生徒観察						
	さわやか アンケート	教育相談 アンケート	さわやか アンケート	さわやか アンケート			
		教育相談週間	保護者学校評価 アンケート				
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	いじめ対策委員会実施② ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確 認		事案発生時、緊急いじめ対策委員会の実施			いじめ対策委員会実施③ ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し	
				いじめ問題に関する職 員研修会②			
未然防止への取組	②学級・学年づくり 人間関係づくり (体育大会、校外学習等)		道徳一人権教育			学級生活、自己の振 り返り	
			生徒会による「人権週 間」への取組			道徳・特別活動計画 の見直し	
早期発見への取組	日頃からの生徒観察						
	さわやか アンケート	教育相談 アンケート	さわやか アンケート	さわやか アンケート	教育相談 アンケート	さわやか アンケート	さわやか アンケート
		教育相談週間	保護者学校評価 アンケート		教育相談週間		